

シリーズ④後期高齢者医療制度とは？

後期高齢者医療で受けられる給付

後期高齢者医療でかかった医療費が高額になったときの高額療養費や入院したときの食事代など、老人保健と同様の給付が受けられます。

◆お医者さんにかかるとき

後期高齢者医療制度では、現行の老人保健制度と同様の負担で医療を受けていただくこととなります。

外来（窓口負担）は、1か月ごとの自己負担限度額があります。また、入院の場合、同じ医療機関の外来で支払っていただく負担額は、月ごとの上限額までとなります（下表のとおり）。

一般の方…1割負担。

現役並み所得のある方…3割負担。

現役並み所得者は、課税所得145万円以上かつ、収入で高齢者複数世帯は520万円以上、高齢者単身世帯は383万円以上の方。

【月単位の自己負担限度額】

	自己負担限度額	
	外来（個人ごと）	外来＋入院
① 現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	44,400円	80,100円＋ 医療費が267,000円を超えた場合はその 超えた分の1%を加算（4回目以降の場 合44,400円）
② 一般	12,000円	44,400円
③ 住民税非課税の世帯に 属する方（④以外の方）		24,600円
④ ③のうち、年金受給額 が80万円以下等の方	8,000円	15,000円

◆医療費を全額自己負担したとき

やむを得ない理由で被保険者証を持たずに治療を受けたときや、医師の同意を得てあんま、はり、灸、マッサージの施術を受けたとき、コルセット、ギブスなどの治療用装具代がかかったときなど、全額自己負担したときは、申請により後日、後期高齢者医療から払い戻しが受けられます。

◆入院したときの食事代

入院中の食事代のうち260円（1食につき）を自己負担し、残りは後期高齢者医療が負担します。住民税非課税世

帯の場合は、さらに減額を受けることができます。

◆1か月の自己負担額が 高額になったとき

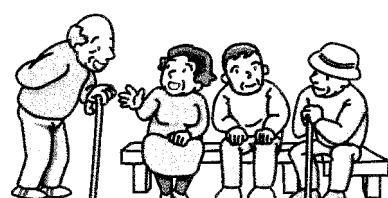
自己負担が高額になったときは、上の表のとおり、1か月の自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。ただし、初回に申請が必要です（対象者には案内が送付されます）。

◆被保険者が死亡したとき

後期高齢者の葬祭を行った方に対して、5万円が葬祭費として支給されます。

平成20年4月から、75歳以上の人を対象に

「後期高齢者医療制度」がはじまります



◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当 ☎ 6571 有線 7784
滋賀県後期高齢者医療広域連合 大津市京町4丁目3-28
☎ 077-522-3013 ホームページ <http://www.shigakouiki.jp/>